

利益相反(COI)に関する規定

日本組織細胞化学会(以下、「本会」とする)は、利益相反(conflict of interest:COI)に関して、下記の通り定めるものとする。ただし、Acta Histochemica et Cytochemica については別途定める。

(利益相反の状態を申告すべき対象者)

第1条 自らの利益相反に関する状態を申告すべき対象者は、次に掲げる者とする。

- 1) 本会の理事長、常任理事、理事、監事、総会・学術集会会長、講習会実行委員長
- 2) 本会学術集会で発表する者(共同発表者、非会員を含む)

(申告すべき利益相反状態の基準)

第2条 自己申告すべき利益相反状態の基準について、次の通り定める。

- 1) 一つの企業、あるいは、法人組織や営利を目的とした団体(以下、これらを営利団体という)からの役員、顧問の報酬額が年間100万円以上の場合。
- 2) 本学会活動に関連する一つの営利団体についての1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が一社あたり100万円以上の場合。
- 3) 一つの営利団体からの特許使用料が年間100万円以上の場合。
- 4) 一つの営利団体からの講演料や原稿料が、年間50万円以上の場合。
- 5) 一つの営利団体からの金銭的支援(受託研究費、共同研究費、臨床試験、奨学寄付金等)が総額で年間200万円以上の場合。
- 6) 一つの営利団体が提供する寄付講座に所属している場合。
- 7) 一つの営利団体から研究とは直接関係の無い旅行や贈答品などを、年間5万円以上受けた場合。
- 8) その他、第三者からみて、利益相反状態を指摘される可能性があると考えられる事項。

(役員等の申告)

第3条 役員等の申告について、次の通り定める。

- 1) 第1条1)で定める役員は、就任日から遡って過去1年間の利益相反に関する状態が、第2条で定める基準に該当するか否かについて、「役員のコイ自己申告書」に記載の上、就任時に理事長に提出しなければならない。なお、任期中に本会活動に関わる利益相反状態が新たに発生した場合には、修正申告を随時提出することができる。

(本会学術集会での発表者の申告)

第4条 本会学術集会での発表者の申告について、次の通り定める。

- 1) 第1条2)で定める発表者は、発表内容に関する利益相反状態について、演題登録時から遡って過去1年間に第2条で定める基準に該当するか否かを、原則として、演題登録時に申告するものとする。
- 2) 利益相反状態の有無の申告および開示に際しては、本会の学術集会で発表する筆頭発表者が、会員・非会員に関わらず、共同発表者全員の情報をとりまとめて申告・開示するものとする。
- 3) 演題発表におけるCOIの開示方法は以下に定める通りとする。

《開示方法》

スライドを用いての口頭発表の場合には、以下のような文言を発表スライドの1枚目に加える。

ポスター発表の場合には、以下のような文言をポスターの最初もしくは最後に記載する。

①申告すべきCOI 状態が無い場合

日本組織細胞化学会

COI 開示

筆頭発表者名:○○○○

演題発表に関連し、開示すべきCOI 関係にある企業等はありません。

JAPAN SOCIETY OF HISTOCHEMISTRY AND CYTOCHEMISTRY

COI Disclosure

Name of Lead Presenter:

The authors have no financial conflicts of interest to disclose concerning the presentation.

②申告すべき COI 状態がある場合(※開示すべき内容がある項目のみ記載)

日本組織細胞化学会

COI 開示

筆頭者氏名:○○○○

演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業として、

1. 役員・顧問:○○製薬
2. 株保有状態:○○製薬
3. 特許使用料:○○製薬
4. 講演料・原稿料:○○製薬
5. 受託研究費・共同研究費・奨学寄付金:○○製薬
6. 寄付講座所属:あり(○○製薬)
7. その他:あり(○○製薬)

JAPAN SOCIETY OF HISTOCHEMISTRY AND CYTOCHEMISTRY

COI Disclosure

Name of Lead Presenter:

in relation to this presentation is as follows;

1. Appointment as officer or advisor: AAA company
2. Stock ownership/capital gain: AAA company
3. Intellectual property, patent royalties :AAA company
4. Lecture honoraria :AAA company
5. Writing fees :AAA company
6. Grants for research:AAA company
7. Scholarship grant:AAA company
8. Endowed chair:AAA company
9. Non-financial support, other forms of compensation:AAA company

(申告書及び情報の取扱)

第 5 条 本会の利益相反委員会および提出された申告書の取扱について、以下の通り定める。

- 1) 本会の利益相反委員会は常任理事会が兼務するものとし、COI 申告および開示に関する事項を検討・審議する。
- 2) 提出された「役員の COI 自己申告書」は、厳封の上で任期終了後 2 年間、本会事務局において保管する。
- 3) 特定の利益相反状態に係る問題につき、社会一般からの信頼を保持すべく本会が説明責任を果たすべき状況であると理事長が判断した場合に限り、申告された情報を利益相反委員会に開示し、利益相反委員会において審議を行うものとする。また、利益相反委員会が必要と判断した場合には、申告された情報を理事会に開示することができる。

(違反者への措置)

第 6 条 本規定に違反した可能性がある場合には、利益相反委員会は必要な調査と聴聞を行い、当該対象者への措置を検討し、理事会の議を経て決定する。但し、理事及び利益相反委員会の委員が当該対象者である場合には、その者は、審議、諮問、答申等に関与してはならない。

(規定の改廃)

第 7 条 本規定の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

1. 本規定は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
2. 施行日から 2 年間を経過措置期間とし、その後正式に施行する。経過措置期間中の本規定違反者に対する措置は行わない。